

## 第 236 回 粕江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 平成 23 年 12 月 27 日（火）午前 10 時～10 時 31 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 矢野市長  
副本部長 松原副市長 副本部長 本橋教育長  
本部員 水野企画財政部長 本部員 小川総務部長  
本部員 石森市民生活部長 本部員 小林福祉保健部長  
本部員 松本建設環境部長 本部員 小泉教育部長  
事務局 松坂政策室長 矢野政策室企画法制担当主査
- 4 欠席者 本部員 平林児童青少年部長、本部員 森田議会事務局長
- 5 議 題 1. 平成 24 年度組織改正等について
- 6 会議概要

本部長 これより第236回行財政改革推進本部会議を開催します。議題1、平成24年度組織改正等についてです。内容については12月13日の行財政改革推進本部会議で事務局案が示され、これについては、各部と事務局とで別途調整を行っています。調整内容も踏まえ、事務局より説明をお願いします。

事務局 前回お示しした資料は、平成24年4月に向けた職員の配置に係る資料でしたが、定員管理としては定数で議論する必要があるため、今回改めて資料をお示しします。

内容については、12月13日の行財政改革推進本部会議後に各部と調整した内容も含まれています。

平成24年4月の職員定数は467人とし、平成22年度に策定した定員適正化計画（平成22年度修正版）とも整合させています。各部署ごとの職員定数及びその増減について順次説明します。

秘書広報室については、業務の充実を図るための体制の強化として、1名増員としています。市史編さん室については、室長は社会教育課長の兼務とし、係員を1名増員としています。

総務課庶務統計係については、アクションプランでは自動車運転1名が庶務統計係でしたが、市長優先車の運転については、現在、政策室秘書担当で行っているため1名減員としています。安心安全課については、危機管理及び安心安全業務の充実を図るための体制強化として2名増員としています。管財課施設係については、アクションプランでは一般作業が含まれていませんでしたが、現在、共同支援班が業務を行っており、平成24年4月についてはこれを含めて3名増員としています。

市民課住民記録係及び戸籍係については、アクションプランで想定していた事務分掌が両係間で変更されており、また、平成24年7月に住民基本台帳法関係事務の制度改正が予定されていることを踏まえ、それぞれの定数を変更しています。課税課固定資産税係については、定数の見直しにより1名減員としています。納税課納税係については、市税等の徴収強化を図るための体制強化として1名増員としています。地域活性課については、各係間の業務量及び権限移譲業務も含めて、地域振興係を1名増員とし、市民文化係を1名減員としています。

福祉サービス支援室総合調整担当及び障がい者支援担当については、両担当の現状の業務量等を踏まえ、それぞれの定数を変更しています。健康支援課については、業務の効率化及び市民サービスの向上のための体制強化として、組織改正も含め定数を整理しています。

児童青少年課については、アクションプランでは保育園用務の定数が4名でしたが、業務の外部化が行われているため4名減員としています。

清掃課については、定数の見直しにより1名減員としています。新たに設置する環境政策課環境政策係については、環境施策推進を図るための体制強化として1名増員としています。また、新たに設置する管理課については、現在の道路管理係及び機動処理係の定数内で新たな係ごとに定数を整理しています。

学校教育課については、アクションプランでは学校用務の定数が10名でしたが、庁務の外部化に伴う職種替えにより用務補助体制として14名体制となっており、定数についても14名としています。給食調理については、現在1校2名体制となっているため、定数についても12名としています。指導室については、統括指導主事を含み定数5名としています。

社会福祉協議会への派遣枠1名については、現状派遣がないため減員とします。

この体制とするにあたり一般行政職と技能労務職の人数の内訳に変更が生じています。これまで技能労務職は51名でしたが、平成24年4月1日には47名としています。4名分は新たな課題に対応するため一般行政職に振り分けています。また、事務分掌にも変更が生じるため、狛江市組織条例及び狛江市組織規則の一部改正が必要だと考えています。説明は以上です。

本部長 事務局から説明のあった組織改正、職員定数及び一般行政職と技能労務職の人数、また、新たな体制での事務分掌については、職員団体に提案し協議する必要があります。

何か質問等がありますか。

副本部長 組織条例の改正が伴うという説明でしたが、狛江市職員定数条例改正の議論も出てくるのではないのでしょうか。

本部員 職員定数条例の一部改正はいつを予定していますか。

本部員 職員団体との協議もありますが、平成24年第1回定例会での見直しが考えられます。

本部員 職員団体との協議も考えると厳しいスケジュールだと思います。職員団体は技能労務職の定数として51名を主張しており、今回これを47名としているため、協議等に相当の時間がかかることを見込まれます。また、職員団体としてはアクションプランについても認めていません。職員定数条例の改正時期を決めてしまうと職員団体との協議が非常に厳しくなりますので、職員定数条例の改正時期は改めて検討すべきだと思います。

副本部長 現在の職員定数条例上の職員定数は615名です。アクションプラン後、検証が必要であるとして職員定数条例の見直しは保留されていますが、今後は検討する必要があると思います。

本部員 平成25年度に権限移譲による新たな事務への対応等が全て整理されることも見据えて、職員定数条例の見直し時期等の検討を行うべきではないでしょうか。

副本部長 職員定数条例の改正については、議会対応等、過去からの経過も踏まえ、これを視野に入れながら職員団体との協議等を行う必要があります。協議を進める中で、条件によっては職員定数条例の改正の議論も出てくると思います。今回は時間の余裕がない中で対応しなければならず、状況を見極め、全体をどこまでまとめるかを考えなければなりません。

本部員 職員団体としては、アクションプランは交渉の余地がなく、あらかじめ決められた内容で

進められたことに対し不満を持っており、結果としてアクションプランについても467人の定数についても認めていません。

本部長 他にありますか。

本部員 生活支援課については、過去の職員団体との協議もあり、職員1名あたりのケースワーク担当数が90ケースを超えた場合、増員することとなっています。現在、90ケースを超えている状況です。

副本部長 生活支援課はアクションプランの際に、課長が査察指導を行い係員がケースワークを行うということで了解いただき進めてきましたが、東京都からの指導により、課長が査察指導を担当することはできないということになり、現在は主幹が査察指導を行っています。アクションプラン策定時と状況が変わっています。

本部員 1名あたり90ケースを越えており、職場から増員要求が出てくる可能性があります。

副本部長 職員団体との協議では、90ケースを超えた場合に即1名増員するのではなく、内容等も含めて検討するというものです。

本部員 組織全体を考え、担当部として現状のとおり提案し進めることについては理解しています。

本部長 事務分掌が具体的に示されていないため引き続き早急に作成し、再度、行財政改革推進本部会議に付議してください。そのため、事務分掌は追加で職員団体に提案することとし、組織改正及び職員定数については行財政改革推進本部会議では了承とし、今後庁議の審議を経て職員団体に提案します。また、議論があった条例改正等については、状況を見て対応することとします。他に質問等がなければ、以上で、第236回行財政改革推進本部を終了します。